

# 高山駅西地区複合・多機能施設整備等事業者選定支援業務委託 プロポーザル実施要領

高山市では、現在「高山駅西地区複合・多機能施設整備基本計画」の策定をすすめており、そのなかにおいて高山市民文化会館、公民館、総合福祉センターなどの機能を集約した複合・多機能施設を整備することとしている。

複合・多機能施設は、多様な人々が集まってつながり、施設を中心に様々な活動を行う舞台となり、さらにはここを起点に地域を超えてひろがっていく新たなプラットフォームとなることを目指しており、令和6年度以降、運営事業者の選定、施設的设计・施工を進めていくこととしている。

本業務は、複合・多機能施設的设计・施工・運営を行う事業者の選定について支援を行うものであり、事業者は公募型プロポーザルにより選定を行うため、選定手続き等必要な事項をこの実施要領で定める。

## ■留意事項

本プロポーザルは、令和6年度予算の議決前の準備手続きとして実施するものであり、高山市議会において、予算の減額又は否決があった場合は、契約が締結できないことがあるので予め留意されたい。

これに伴い、本プロポーザル参加者・契約候補者において損害が生じた場合においても、市ではその損害について一切負担しないものとする。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

高山駅西地区複合・多機能施設整備等事業者選定支援業務委託

### (2) 業務内容

「高山駅西地区複合・多機能施設整備等事業者選定支援業務委託仕様書」のとおり

※ 本仕様書は、公募型プロポーザルに際して市が想定している内容を示したものであり、本契約に添付する業務委託仕様書は、プロポーザル時の提案や審査時における指摘等を踏まえ、見直すものとする。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和7年12月19日（金）まで

### (4) 契約上限額

委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、次のとおりとする。なお、提案に際しては総額で提示することとし、総額の70%を令和6年度末、残額を業務完了後に支払う。

令和6年度	令和7年度	総額
16,800,000 円	7,200,000 円	24,000,000 円

## 2 応募条件

応募者の参加条件は次のとおりとする。

ア 高山市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 応募者は、「企画提案書等提出書」に示される提出書類により本提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

ウ 業務遂行を円滑に行うため、迅速に対応ができること。

エ 応募する企業は、過去5年間において、国・地方公共団体が発注する PPP/PFI 等の官

民連携事業に関する事業者選定支援業務の実績を有すること。

### 3 プロポーザル参加申込

「公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付について」に従い、参加申請書を提出すること。

なお、これらの書類の提出がない場合、企画提案を受付けないものとする。

### 4 審査方法（選定手順）

参加申請書を受理後、資格審査を行い、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）を選定する。次に参加者が提出した企画提案書について、プレゼンテーションにより審査を行い、契約候補者を選定する。

### 5 企画提案

#### （1）提出書類

参加者は、次のア～カに掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。各様式が複数ページとなる場合は、2ページ以降には、同じ様式の内紙又は適宜の内紙を使用することとする。

#### ア 企画提案書等提出書【様式第1号】

#### イ 企画提案書【任意様式】

- ・提案書は、A4判・縦使い・横書き・左綴じで作成し、20ページを上限（表紙を除く）とし、簡潔に記載すること。
- ・表紙には「高山駅西地区複合・多機能施設整備等事業者選定支援業務委託 企画提案書」及び参加者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。
- ・企画提案書の内容は、①から⑥までの順番に従い必ず記載し、参加者の提案業務や実施方法について、できるだけ具体的かつ簡潔に作成すること。

- ① 基本方針（業務の基本的な考え方）
- ② 業務の進行管理
- ③ 業務履行のスケジュール
- ④ 実施体制（組織体制、業務管理者配置、突発時における支援体制等）
- ⑤ 専門性（業務担当予定者、文化芸術機能（特にホール）や子育て支援機能（特に子どもの遊び場）に関する実績・課題、外部委託をする場合にはその事業者等の概要・実績等）
- ⑥ 特定テーマに対する提案
  - ア) 運営事業者の先行選定に対する全体スキームの構築について
  - イ) 事業者の優れた提案を引き出す方策について
  - ウ) 市民の意見収集及び事業者選定への反映について
  - エ) 本事業の課題に関する取組みについて

#### ウ 法人（団体）概要書【様式第2号】

#### エ 業務実施体制及び業務担当予定者調書【任意様式】

次の項目について、「業務実施体制及び業務担当予定者調書」と表示して記載すること。

- ① 業務の実施体制を図示するとともに、編成の考え方や特色を記載する。
- ② 業務担当予定者及び業務統括責任者について、分担業務、役職、氏名、経歴、現部門での従事期間及び主な業務実績を記載する。
- ③ 業務担当予定者の令和6年4月現在の手持ち業務（予定を含む。庶務的業務は除く）を全て記載する。

#### オ 業務実績書【様式第3号】

- ・平成31年度から令和5年度の過去5年間における国及び地方公共団体が発注するPPP・PFI事業等に係る事業者選定支援業務の受託実績について記載すること。
- ・記載件数は10件までとする。
- ・審査にあたり、延床面積が10,000㎡を超える施設、文化ホールや子どもの遊び場を

含む複合・多機能施設、DBOやPFIなど運営事業者の選定を含む選定支援業務の受注実績を重視する。

- ・特に施設の設計前に運営事業者を選定する方式における支援実績など、独自性があった調査や有効であった手法等特筆すべき業務実績があれば備考に記載すること。

#### カ 業務見積書【様式第4号】

- ① 契約期間の総額（消費税を含む。）を記載すること。
- ② 消費税及び地方消費税に係る税率は10%で計上すること。

#### (2) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和6年4月26日（金）
- ② 提出場所：〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地  
高山市総合政策部総合政策課 TEL 0577-35-3131（直通）
- ③ 提出部数：10部（正本1部、副本9部）
- ④ 提出方法：持参または郵送による提出  
※受付は、土日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。  
※郵送の場合は、令和6年4月26日（金）必着とし、市に届いているかを電話にて確認すること。  
※提出後、企画提案書等の電子データ（PDF形式）を別途指定する期日までに電子メールにて送付すること（送付方法等については、提出後に指定）。

## 6 企画提案に関する質問及び回答

### (1) 質問書の提出

企画提案に関する質問は、質問書（様式第5号）により電子メールで行う。なお、必ず着信を電話にて確認すること。

- ① 提出先電子メールアドレス：sougouseisaku@city.takayama.lg.jp
- ② 提出期限：令和6年3月29日（金）午後5時00分

### (2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、提出期日の翌日から起算して3日以内（土日除く）に、質問者に対して電子メールで行う。

## 7 企画提案のプレゼンテーション審査

### (1) プレゼンテーション審査の実施

- ① 実施日時：令和6年5月上旬（予定）  
※日時等詳細については、後日、参加者に通知する。
- ② 実施場所：高山市役所
- ③ 説明者：本業務に直接携わる者が行うこととする。（参加人数は3名まで）
- ④ 実施内容：企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行った後、ヒアリングを行う。
  - ・時間は、プレゼンテーション15分程度、ヒアリング20分程度とする。
  - ・審査時の追加資料及びプロジェクト等の使用は認めない。
  - ・実施順は、企画提案書等の受付順とする。
  - ・審査は非公開とし、参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
  - ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

### (2) 審査方法

市が別に定める「高山駅西地区複合・多機能施設整備等事業者選定支援業務委託プロポーザル審査要領」により実施する。

## 8 契約候補者の選定

契約候補者は、評価結果を踏まえ、高山駅西地区複合・多機能施設整備等事業者選定支援業務委託を受託するにふさわしい適切な者を選定する。

- (1) 審査は、「5 (1)」の書類並びに「7 (1)」プレゼンテーション審査の内容を踏まえ、「高山駅西地区複合・多機能施設整備等事業者選定支援業務委託プロポーザル審査要領」に基づき評価、採点し、点数の最も高かった者を契約候補者として選定する。なお、採点結果が同点だった場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。
- (2) 契約候補者の選定及び結果の通知及び公表
  - ① 審査結果は、参加者に書面により通知する。
  - ② 評価項目ごとの評価点数及び契約候補者の法人（団体）名を市のホームページで公表する。
  - ③ 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

## 9 契約の締結

契約候補者として選定した者と市が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、点数により順位付けられた上位の者から順に、「8 (2) ①②」の手続きを行い契約締結の交渉を行う。

## 10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、「7」により選定した者の企画提案書等が無効となった場合は、点数により順位付けられた順位を繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 「1 (4)」の契約上限額を超えた場合

## 11 その他

- (1) プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- (5) 提出された書類は、高山市情報公開条例（平成11年高山市条例第24号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 提出された書類は、市の受理後は、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (7) 企画提案書と併せて提示した業務担当予定者は原則として、変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の者であるとの市の了解を得なければならない。
- (8) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する。その場合において、本プロポーザルの応募にかかわるすべての経費は請求できないものとする。
- (9) 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

## 1.2 担当部署

高山市 総合政策部 総合政策課 総合政策係  
担当 長江  
住所 〒506-8555  
岐阜県高山市花岡町二丁目18番地  
電話 0577-35-3131  
FAX 0577-35-3151  
Mail [sougouseisaku@city.takayama.lg.jp](mailto:sougouseisaku@city.takayama.lg.jp)

### 各機能別の担当部署

機能等	所管部署
文化芸術機能	市民活動部 生涯学習課 社会教育・文化振興係 電話 0577-35-3155
子育て支援機能	福祉部 子育て支援課 子ども政策係 電話 0577-35-3140
都市計画	都市政策部 都市計画課 政策企画係 電話 0577-57-7444
建築計画	都市政策部 建築住宅課 開発指導係 電話 0577-35-3159

## 1.3 全体スケジュール

内 容	期 日
募集開始（告示）	令和6年 3月18日（月）
質問の受付期限	令和6年 3月31日（金）
質問に対する回答	令和6年 4月 3日（木）
参加資格申請書の提出期限	令和6年 4月19日（金）
企画提案書の提出期限	令和6年 4月26日（金）
プレゼンテーション審査	令和6年 5月 上旬
審査結果の公表及び通知	令和6年 5月 中旬
契約締結	令和6年 5月 下旬

※ スケジュールは予定であり、変更の可能性がある。変更の場合は高山市公式ホームページに変更の旨を掲載するので留意すること。